

第6章

『警察・検察・裁判所の闇』

大蔵省「銀行局」の方針に従い、闇の執行人が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げた非道・残酷・残虐な隠蔽工作を告発する！

法は人の前に平等です！

法の名の下に権力を行使する、司法機関（警察・検察）裁判所がその平等を忘れ『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を闇から闇に葬り去ったのです。

皮肉にも、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた証拠は、「告訴状」、「逮捕状請求書」、「起訴状」「判決書」です。

大変恐ろしい「事実」そして「現実」は、大蔵省「銀行局」の指示で裁判所が、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して「有罪」を宣告すれば、この世に存在する「犯罪」にできるのが「無法国家」の「証」です。

皆様「無法国家」の刑事裁判を立証した「判決文」を『審判』してください。

平成4年4月30日、私は東京地方裁判所第104号、公開の法廷の場で、大手都市銀行を舞台に銀行員が犯した「巨額不正融資事件」の「銀行員を操る3300億円の黒幕」に仕立て上げられ、マスメディアの好奇の目に晒されたのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、我が国の金融経済社会の破滅を回避するため、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して法曹三者（裁判所・検察官・弁護士）が、開廷した。

絶対に開廷してはならない法廷です。

『裁判所の闇』闇の執行人がデッチ上げた「罪となるべき事実」！

前代未聞のはじめから「この世に存在しない詐欺事件」話の審理を、一審東京地方裁判所が「無法国家」の刑事裁判を立証した審理を約5年開廷した結果、判決書「主文 被告人を懲役11年に処する」という「罪となるべき事実」をデッチ上げ宣告した。

平成9年3月19日、東京地方裁判所が判決「主文 被告人を懲役11年に処する。」を宣告しました。これが「無法国家」を立証した「判決書」即ちです。

平成 20年 第 25号 判決
856 858

平成九年三月一九日宣告 裁判所書記官 玉木勇一
平成四年刑附第一号、第八六号、平成五年刑附第三六四号

判 決
本籍
住居
職業

室 岡 克 典

右の者に対する詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について、当裁判所は、
檢察官川村明夫並びに主任弁護士永山忠彦、弁護士後藤邦春、同依田敬一郎、同小
林美智子及び同近藤直子各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文
被告人を [] に処する。

未決勾留日数中四五〇日を右刑に算入する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、金融業等を営んでいたものであるが、

第一 東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店(以下「秋葉原支店」という。)の得意先担当の支店長代理として同支店の得意先に対する貸付け、預金業務等を担当していた森本享及び株式会社ウエイアウトスポーツ(以下「ウエイアウトスポーツ」という。)代表取締役吉川一と共謀の上、

オリックス・アルファ株式会社（以下「オリックス・アルファ」という。）から預金担保による融資の名目で金員を囁し取ろうと企て、

一 ウェイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ（以下「マッシュ」という。）の各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員をいったんは秋葉原支店にウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意図であつて、オリックス・アルファのために右各預金に質権を設定する意思も、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾手続をとる意思もないのに、平成三年六月一〇日ころ、森本において、

一 係員の川合潤治に対し、ウェイアウトスポーツとマッシュが五〇億円ずつ協力預金してくれることになつたので、預金担保で融資をお願いしたい旨嘘を

言つて融資を申し込み、川合を介してオリックス・アルファ代表取締役湯村康に、貸付金を原資として秋葉原支店に預け入れられる五〇億円ずつの各通知預金にオリックス・アルファのために質権が設定され、かつ、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾がなされ、貸付金を確実に回収できるものと誤信させ、よつて、同月一三日、オリックス・アルファの係員をして、同区京橋二丁目八番一八号株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、秋葉原支店のウェイアウトスポーツ名義及びマッシュ名義の各通知預金口座に、五〇億円から先取り利息分を差し引いた各四八億七九七万二六〇三円ずつ（合計九七億五七九万五二〇六円）を振込送金させて、これを囁し取つた。

二 同日、森本において、秋葉原支店で、行使の目的をもつて、ほしいままに、

この「判決」こそ誤判などではなく「法」を無視した『検察の闇』闇の執行人柳検察官が、犯した公訴権濫用の暴挙を承知して、大蔵省「銀行局」の方針に従い『裁判所の闇』闇の執行人となり 裁判官が判決書の「罪となるべき事実」をデッチ上げた。国民の司法に対する信頼を否定した訴訟指揮「恥」を暴露したのです。

裁判所が「罪となるべき事実」で主張する、詐欺事件の被害者オリックスアルファ株式会社は、債権譲渡契約書が証明した 通り平成3年6月13日、全く別な民事・商事の法に則した預金担保債権「約束手形債権」（CP）を用いて東海銀行秋葉原支店を取引相手に「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ株式会社」をシステムどおり実行して金利稼ぎをしていただけなのです。

そこに、裁判官の主張する「欺罔」も「誤信」も「騙取」もなく、「罪となるべき事実」にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がないのです。

もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのです。

事実が違ふ、と分かっているながら作成した『判決文』でありデッチ上げ、そのものです。しかし、裁判所がこのような意図的に誤った判決文を出す、即ち「デッチ上げる」とは誰もが考えもしないでしょう。それくらい国民は裁判所を信用し、信頼しているから『闇』に気が付かないのが現実です。

皆様、先進国たる日本の裁判所は、理性も良識も正義も無い、有るのは非常な、残酷な、残虐な「無法国家」を立証した『闇』です。

『裁判所の闇』なのです！

裁判長が、職責を捨て恥を背負ってまでも立身栄達だけを目指し、札幌高等裁判所長官にまで昇り詰めたのが、何よりの証なのです。

そうです。『裁判所の闇』闇の執行人裁判官までもが客観的証拠を故意に無視し、私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。そうしなければ、国と銀行が銀行ぐるみ犯した『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その『真実』の姿が白日の下に晒されるのです。

そうなれば、我が国の金融経済社会の破滅が公になるのです。

何よりも問題なのは、『警察の闇』闇の執行人が「現実に行われた商行為」に対する「民事不介入の大原則」を犯した、「職務犯罪行為」により「巨額詐欺事件」の「被疑事実」を完全にデッチ上げて、逮捕状請求書を偽造したことなのです。

この「偽造証拠による逮捕請求行為」自体が憲法違反であり、絶対に許し難い基本的人権を無視した、その深層に渦巻く『国家の陰謀』を企てたことなのです。

東京地方裁判所の裁判官が訴訟指揮をした、約5年の公判審理を記録した公判調書全て『室岡塾』は公開します。

皆様は真剣にこの法廷がなぜ裁判官が全員途中で変わり、公判検事は5人も変わる有様を検ださい。「無法国家」の刑事裁判が見えます。

先進国たる日本の裁判所は、「闇」です！

皆様、我が身になって真剣に今の経済社会状況を考えて、この暴挙の深層に存在した、東海銀行秋葉原支のダミー預金者名義で630億円という「数字」の巨額損失金を発生させた不正腐敗を立証する客観的諸証拠を検証してくだされば「無法国家」は、一目瞭然です。

大蔵省「銀行局」が「銀行から流出した」ダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた（原資金）を隠蔽するため『警察・検察・裁判所の闇』闇の執行人が、隠蔽工作を行った『闇』その『真実』が判ります。

大蔵省と東海銀行が、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げ「有罪判決」を得る目的こそ、マネーゲーム「国政と金」利権政治の陰謀、まさに630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円の「国際保険金詐欺を企て損失補償した、恐るべき金融犯罪その実態が判ります。

『国家の闇』その『真実』を隠蔽した『銀行の闇』・『警察の闇』闇の執行人がデッチ上げた「逮捕状請求書」。『検察の闇』闇の執行人柳検察官がデッチ上げた「起訴状」です。

『検察の闇』闇の執行人柳検察官がデッチ上げた「起訴状」を公訴権濫用と承知した、その上で『裁判所の闇』闇の執行人がデッチ上げた『判決文』を、その目で確認したとき、日本の裁判所が、なぜ証拠も法も論理も無視した判決をした。

東海銀行の最終目的こそ衝撃的なのです！

東海銀行は、被害もないのにノンバンクとの「債権譲渡契約書」で、使用者責任として、被害弁済した、被害総額630億円(13件)の損害金をデッチ上げ英国の保険組合ロイズに保険金支払請求をして、保険金660億4243万円で「損失補填」を図った、恐るべき「国際保険金詐欺」を犯したのです。

「法」なくして「国」さかえず。

我が国の金融経済社会の破滅と司法機関の崩壊を国民に隠蔽するため、さらなる『金融犯罪』東海銀行の630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円という「国際保険金詐欺」を為すため『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』ねらいどおり裁判所は職責放棄して『有罪』を宣告し『金融犯罪』に加担する結果を招いたのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、闇の執行人裁判官が、全くその職責を放棄してまでも、我が国の金融経済社会の破滅と司法機関の崩壊を何が何でも国民に隠蔽した「無法国家」に国民は驚くことになります。

法廷論争の中で、誰の目にも明らかな、警察・検察の違法行為「職務犯罪行為」があったからこそ、この29年間の日々は『真実の追及』ということだけに労力と気力を費やす時間が流れ信念だけが心の支えでした。

この29年間があったからこそ『真実』を解明でき、国民に大蔵省と東海銀行が企てた『金融犯罪』まさに630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円の「国際保険金詐欺」を公表できる「生き証人」となれるのです。

東京地方裁判所は、はじめから『この世に存在しない』
公訴事実話と承知して「有罪」宣告する法廷を開廷した。

検察庁柳検察官以下一審公判検事 検察官半田秀夫 検察官山上秀明 検察官荒木俊夫 検察官江幡豊秋 検察官奥村丈二 検察官川村明夫に告ぐ。

貴殿達は「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」に加担した事実を自覚すべきである。私を『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』狙いどおり「犯罪者」に仕立て上げ「預金7億7000円」を奪い取った。返せ！返すことが職責です。

裁判長裁判官 田中 康郎は「罪となるべき事実」をデッチ上げた功績で札幌高等裁判所長官に栄転した。恥を知れ！

一審 裁判長 裁判官 田中 康郎 裁判官 田村 眞 裁判官 松永 栄治に告ぐ。

貴殿達は「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」に加担した事実を自覚すべきである。私を『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』狙いどおり証拠も法も論理も無視した「罪となるべき事実」立証すべき『判決文』をデッチ上げ、狙いどおり「犯罪者」に仕立て「預金7億7000円」を奪い取った。返せ！返すことが職責です。

証拠が『判決文』なのである。

その証拠が『判決文』にあるのです。裁判官が「罪となるべき事実」をデッチ上げたことを自白したのが、「二 不正融資について」なのです！

つまり、はじめから『この世に存在しない』この「不正融資」を裁判官は証拠も法も論理も無視して『判決文』をデッチ上げました。

皆様に理解して頂きたいことは「不正融資」が存在しないことは当然に「協力預金」も存在しないのであり、本件詐欺事件をデッチ上げた「証」となることなのです。

裁判長 裁判官 田中 康郎、裁判官 田村 眞、裁判官 松永 栄治が、デッチ上げた「判決文」P25からP28を提示し、裁判長 裁判官 田中 康郎貴殿に公開質問する。

二 不正融資について

(判決文) 1 森本は、昭和61年12月ころ、顧客がノンバンク（銀行以外の金融機関）から融資をしてもらった5億円の資金を、協力預金として秋葉原支店に預金してもらったことがあり、この時の経験から、次項2記載のとおり質権設定承諾書をうまく利用すればノンバンクから多額の資金を引き出すことができることを思い付いた。

『判決文』P25、P26を確認してください。

平成15年(上)20年

25号

20年
第25号

868

二 不正融資について

とするウエイアウトスポーツの経営を引き継ぎ、同年五月上旬ころ、同社の代表取締役就任した。

4 共犯者出島は、新聞を中心とした新聞の搬送等を主たる業務とする出島運送の取締役副社長であるが、その傍ら、昭和六二年六月に株式会社ケイティー総合企画（以下「ケイティー総合企画」という。）を設立してその代表取締役となり、不動産取引関係の仕事もしていた。

1 森本は、昭和六一年一二月ころ、顧客がノンバンク（銀行以外の金融機関）から融資をもらった五億円の資金を、協力預金として秋葉原支店に預金してもらったことがあり、このときの経験から、次項2記載のとおり質権設定承諾書をうまく利用すればノンバンクから多額の資金を引き出すことができ

ることを思い付いた。

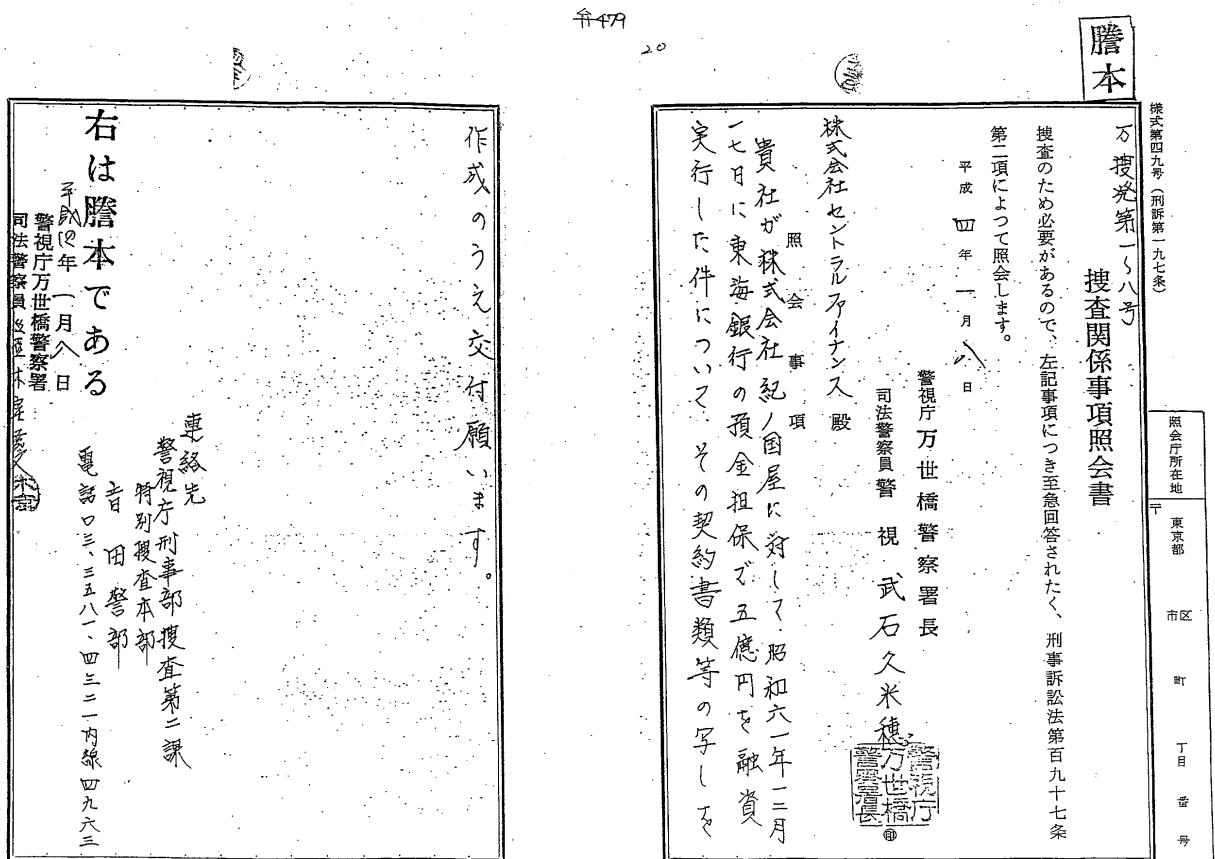
ここにいう協力預金とは、銀行の顧客が、銀行の預金実績を上げるために、ノンバンクからの融資金を原資として行う預金である。協力預金には、ノンバンクの行う融資の担保としてノンバンクのために質権が設定され、右質権設定を銀行が承諾する旨の質権設定承諾書がノンバンクに交付されるのが通常であった。このような協力預金のための預金担保融資は、ノンバンクにとって債権保全の観点から見ると安全かつ確実であるという利点があり、また、銀行にとっても預金実績が上がるといふ利点があった。他方、協力預金を行う顧客にとっては、融資金を運用できない上、ノンバンクに支払う金利が銀行預金の金利を上回るため表面的には損失となるが、預金実績を作ることによって銀行に対する信用を高め、将来銀行から融資を受けられる可能性が増

裁判長 裁判官 田中 康郎貴殿に公開質問する。

①貴殿は『昭和61年12月ころ顧客がノンバンク（銀行以外の金融機関）から融資をしてもらった5億円の資金を、協力預金として秋葉原支店に預金してもらったことがあり、この時の経験から』と判示したが間違いはないのか？

貴殿の「不正融資」は、はじめから『この世に存在しない』

貴殿の大嘘を立証する。



平成4年1月8日、捜査当局は、大蔵省「銀行局」の方針に従い、平成3年12月18日警視庁捜査二課、東海銀行事件主任捜査員萩生田勝と銀行員が、2日かけて、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の「上申書」台本を作りをして台本どおり本件詐欺事件をデッチ上げ、平成4年1月7日公訴提起した。

ところが、私だけ「完全黙秘」し法廷で争うことになり、慌てた捜査当局が本件詐欺事件の端緒をデッチ上げるためセントラルファイナンスに協力させたのです。

(弁480号証)平成4年1月8日、つまり起訴後、捜査当局が捜査関係事項照会を(株)セントラルファイナンスに行い、同日、(株)セントラルファイナンスから当然のこと第一幕、銀行員個人がダミー名義で偽造した、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式をファックス回答書に添付したものです。

皆様、この「約束手形」を確認して下さい。

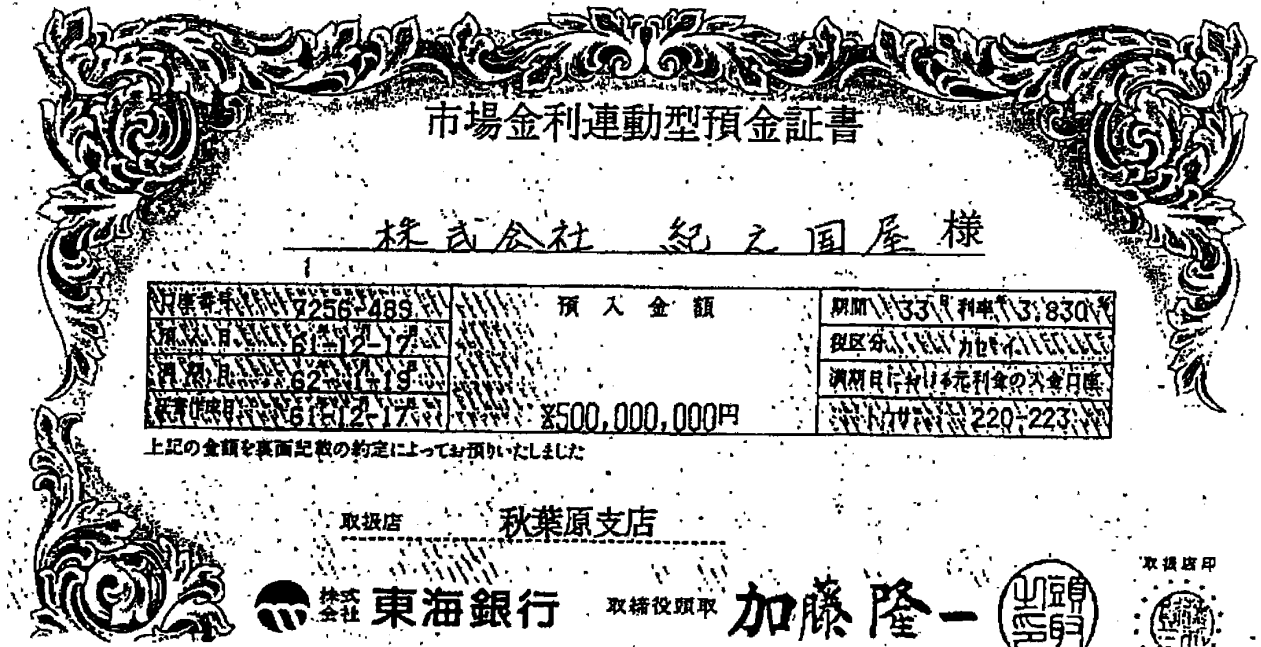
No. 約束手形 BY 39836		東京 1301 0011-666	
セントラルファイナンス 殿		支払期日 昭和 一 覧 払 年 月 日	
金額 金五億円也		支払地 東京都千代田区	
上記金額をあなたまたはあなたの代理人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします 昭和 61.12.17 日		支払場所 特記 東海銀行 秋葉原支店	
振出地 住所 振出人 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 株式会社 紀之国屋 代表取締役 根本 静江			
		⑆1301⑉0011⑆666⑆ ⑆39836	

この、コピーの約束手形は昭和61年12月17日、秋葉原支店が店頭手形貸付だけに用いた約束手形用紙です。つまりこの約束手形の存在が「顧客(紀伊国屋)が秋葉原支店から5億円の定期預金を担保に融資を手形貸付で行った」こと、即ち前述した「BIS規制制8%」クリア操作の「一般貸出債権」預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式であることを立証したもののなのです。

取引構造は「顧客(紀伊国屋)⇔秋葉原支店」を立証しています。その証拠が、この約束手形は決済期日一覧払(無指定)であり、決済口座がない融資取引専用の特別な単名の約束手形なのです。この手形を決済する「定期預金5億円」が一体として存在するのです。

検証ください。

これが「定期預金証書」です。



この「定期預金証書」の存在こそ、約束手形が「一般貸出債権」であることを立証する特別な約束手形なのです。証拠は決済期日が一覽払（無指定）であり収入印紙も一覽払として正しく200円が貼付割印され、決済口座の表示がないから決済資金が定期預金で一体であることを証明しているのです。

これこそ、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で特別な約束手形による店頭貸付が行われたことを立証した証拠なのです。（第2章を参照ください。）

貴殿が犯罪取引構造として判決文をデッチ上げた「顧客（借受名義人）⇄ノンバンク」との取引は存在しない証拠がこの特別な一覽払で正しく収入印紙も正しい金額で貼付されている「約束手形債権」（CP）金融商品一式の存在なのです。

昭和61年12月17日、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行員が、貸出資産の圧縮を流動化（売却）目的で顧客（紀伊国屋）名義の「一般貸出債権」を偽造して、システム化された他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔（株）セントラルファイナンス」を行い「BIS規制8%」クリア操作をした。

企業融資貸付台帳

債務者名 (株)紀伊国屋 No.30

契約年月日	61年12月17日	利率	年 8.2%	返済方法 銀行振込 持参	(1) 期限一括返済 (2) 分割返済 毎月 日 千円宛 分割回数 回
貸付年月日	61年12月17日	利息の徴求方法	ヶ月毎の前取・後取		
貸付金額	500,000,000円	返済期限	62年12月17日		

回数	約 定 額			受 領 金 の 内 訳					残 元 金	担 当 者	証 印			
	返済日	元 金	利 息	返済合計	受領日	受領金額	元 金	利 息				遅延金	費用	
1	61年12月17日	0円	2,128,927円	2,128,927円	61年12月17日	2,128,927円	0円	2,128,927円	0円	400円	500,000,000円	済	済	
2	62年1月17日	500,000,000円	0円	500,000,000円	62年1月17日	500,000,000円	500,000,000円	2,128,927円	0円	0円	0円	0円	済	済
3	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
4	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
5	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
6	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
7	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
8	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
9	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
10	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
11	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		
12	年月日	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円	円		

借入金消却貸付契約書の写を添付すること。 管開 9059 S61.7 保存期間 5年

秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作の融資金に金利を加えて5億円の流動性預金として秋葉原支店に一ヶ月定期預金した後に、昭和62年1月17日、解約して（株）セントラルファイナンス（ノンバンク）に返済することで自己資本比率向上を行った。

貴殿は、顧客（紀伊国屋）と（株）セントラルファイナンス（ノンバンク）との取引が存在しないことを承知した、その上で職責を放棄して「5億円の資金を、協力預金として秋葉原支店に預金してもらったことがあり」と判決文で協力預金の融資金で預金を作成したことをデッチ上げているのです。

その証拠を確認してください。

平成15年(上)20

25号

29年審

869

すほか、銀行から不動産などに関する情報を得ることができるなどの利点があった。協力預金が行われる背景には、当時の好景気の下における右のような事情が存在した。

2 森本は、昭和六十二年五月、東海銀行の関連ノンバンクであるセントラルファイナンス株式会社から五億円の不正融資を受け、これを皮切りに、その後もノンバンクから不正融資を受けるようになった。

ここにいう「不正融資」とは、ノンバンクに対して、実際には顧客名義の預金に担保として質権を設定しないのに協力預金の原資という名目で預金担保融資を依頼し、ノンバンクに、預金に質権が設定されて融資金を確実に回収できるものと誤信させて融資金を送金させるなどした上、偽造した質権設定承諾書をノンバンクに差し入れる方法によってノンバンクから融資を受け

るというものである。森本の関与した不正融資によって調達された資金は、

一 応協力預金に当てられるものの、その後間もなくノンバンクに内密で解約され、他の用途に費消されるのが常態であった。

3 森本は、平成二年三月ころ、知人の紹介で前記出島と知り合い、出島に対し、不正融資によって得た億単位の資金を融資していたが、平成二年六月末若しくは七月初めころには、出島に不正融資の仕組みを打ち明けている。

三 被告人と森本との出会いなど

森本は、かねて不正融資により調達した資金などを原資として裏金融を行っていたが、平成元年八月三〇日、資本金一〇〇〇万円を用意し、親交のあった引田三喜夫らと共に株式会社エムアンドエム(以下「エムアンドエム」という。)を設立した。エムアンドエムの代表取締役には引田が就任し、その事務所を

- 26 -

- 27 -

貴殿は判決文で被告である銀行員の供述として、「この時の経験から、次項2記載のとおり質権設定承諾書をうまく利用すればノンバンクから多額の資金を引き出すことができることを思いついた。」と引用し、このように判示した。

「この時の経験から」なにを学習したのか、そして最高傑作は「次項2記載のとおり質権設定承諾書をうまく利用すればノンバンクから多額の資金を引き出すことができることを思い付いた。」と供述させていることです。

これ度が重要なポイントです！

②貴殿はどうして、このような証拠を無視した判示ができるのでしょうか？

貴殿の大嘘を立証する。

次項2記載の客観的証拠で立証しますが、(株)セントラルファイナンスの取引は「質権設定承諾書」が存在しないのに、なぜ「質権設定承諾書をうまく利用すれば」などとデッチ上げたことは「職務犯罪行為」と断言する！

これが次項2記載の内容です。

(判決文) 2 銀行員は、昭和六十二年五月、東海銀行の関連ノンバンクであるセントラルファイナンス株式会社から五億円の不正融資を受け、これを皮切りにその後もノンバンクから不正融資を受けるようになった。

ここにいう「不正融資」とは、ノンバンクに対して実際には顧客名義の預金に担保として質権を設定しないのに協力預金の原資という名目で預金担保融資を依頼し、ノンバンクに、預金に質権が設定されて融資金を確実に回収できるものと誤信させて融資金を送金させるなどした上、偽造した質権設定承諾書をノンバンクの差し入れる方法によってノンバンクから融資を受けるというものである。森本の関与した不正融資によって調達された資金、一応協力預金にあてられるものの、その後間もなくノンバンクに内密で解約され、他の用途に費消されるのが常態であった。

皆様、この判示された『2 銀行員は、昭和六十二年五月、東海銀行の関連ノンバンクであるセントラルファイナンス株式会社から五億円の不正融資を受け、これを皮切りにその後もノンバンクから不正融資を受けるようになった。』との内容は、はじめから『この世に存在しない』デッチ上げ話であることが立証されているのです。

検証してください。

重要なことが「セントラルファイナンス株式会社から五億円の不正融資を受け、これを皮切りに」と判示した「不正融資」の端緒であることなのです。真実は「株式会社セントラルファイナンスから三億円の不正融資を受け」であり、この「不正融資」には「質権設定承諾書」が存在していないのです。

貴殿が判示した「不正融資」の定義が崩れている。

貴殿が判決するのに用いた「証拠の標目」に存在する銀行員の（第三回公判調書）と検察官立証証拠（甲129号証）です。確認下さい。

「証拠の標目」

平成15年(上) 20号 25号 20年 第 号

書

- 一 被告人の検察官(乙三二・二四)及び司法警察員(乙三三)に対する各供述調書
- 一 被告人作成の上申書(弁五二九)
- 一 証人松村智雄及び同栗原克郎の当公判廷における各供述
- 一 各公判調書中の証人森本享(第三回、第四回、第六回から第一〇回まで及び第一四回から第一七回まで。ただし、第三回、第四回、第六回から第一〇回までの各供述部分は、判示第三との関係においては、甲一四九から甲一五五まで。)、同吉川一(第一二回、第一三回、第三七回及び第三八回)、同出島道夫(第一八回から第二三回まで)、同栗原克郎(第四二回)、同金沢文鉄(第三一回から第三四回まで)、同湯村康(第三九回)、同石田正彦(第三九回)、同近藤護(第四二回)、同瑞岩成(第四〇回)、同高柳裕(第四二回)、同本谷紘三(第四二回)、同小山修(第四三回)、同川合潤治(第四三回)及び同野瀬省三(第四三回)の各供述部分
- 一 証人森本享に対する裁判所の各尋問調書
- 一 本谷紘三(甲四)、栗原克郎(甲六・七・七六。ただし、甲七六は謄本。)、佐藤良一(甲五四)、川口勝弘(甲五六)、本谷紘三(甲七三・七四。ただし、いずれも謄本。)、近藤護(甲七五。ただし、謄本。)、吉田信夫(甲七七。ただし、謄本。)、小柴稜威雄(甲一六一から一六三まで。ただし、いずれも謄本。)、矢谷恭(甲一六五。ただし、写し。)、佐藤良一(甲一六六。ただし、写し。)、高谷英彦(甲一六七。ただし、写し。)、金沢文鉄(甲一六八から一七一まで。ただし、いずれも謄本。)、出島道夫(弁三三・三四。ただし、弁三三は謄本の、弁三四は原本のそれぞれ写し。))及び中村稔(弁三五。ただし、写

一 証人森本享に対する裁判所の各尋問調書

「第三回森本証人の公判調書」 (抜粋)

裁 判 所

それでは端的にうかがいますが、証人自身が初めていわゆる不正融資の方法をとった、それはいつですか。

昭和六二年五月のこれも東海銀行秋葉原支店の取引先でありました日興通商という会社でやりました。

興通商という会社でやりました。

日興通商という会社が融資を受ける名義人になったということですか。

そうです。

これは結局不正融資ということになるんですか。

はい。

つまりはとりくずしたんですか。

とりくずしました。

ノンバンクはどこですか。

セントラルファイナンスだったと思います。

不正融資の金額は幾らか記憶にありますか。

三億円だったと思います。

このとき質権設定承諾書というものをどうしたか記憶にありますか。

セントラルファイナンスの預金担保につきましては質権設定承諾書は不要でした。

なぜですか。

それはセントラルファイナンスという会社は東海銀行のいわば関連会社でありまして、そこに働く役職員には東海銀行の人間が外向したりしておりましたので、その信頼関係がありましたので、あえて質権設定承諾書を作る必要がなかったわけです。

森本証人 九号の三

大事な「質権設定承諾書の不存在」の立証判示です。

森本亨は「セントラルファイナンスの預金担保につきましては質権設定承諾書は不要でした。」と証言し、その理由を「それはセントラルファイナンスという会社は東海銀行のいわば関連会社でありまして、そこに働く役職員には東海銀行の人間が外向したりしておりましたので、その信頼関係がありましたので、あえて質権設定承諾書を作る必要がなかったわけです。」と証言しています。

貴殿がその職責を放棄した証拠を確認してください。

刑事訴訟法317条は「事実の認定は証拠による」そして公訴事実を認定するには、厳格な証明が必要とされています。しかし貴殿は「不正融資」を認定した厳格な証明である「証拠の標目」に存在する「第三回公判調書」（抜粋）の証人森本享は、「質権設定承諾書」をはっきり「質権設定承諾書は不要でした。」と証言しています。

「質権設定承諾書」が不存在であれば裁判官の公訴事実を認定する「不正融資」はデッチ上げたもの以外のなにものでもないのです。

その証拠が「判決文」なのです！

証拠を確認してください。『ここにいう「不正融資」とは、ノンバンクに対して実際には顧客名義の預金に担保として質権を設定しないのに協力預金の原資という名目で預金担保融資を依頼し、ノンバンクの、預金に質権が設定されて融資金を確実に回収できるものと誤信させて融資金を送金させるなどした上、偽造した質権設定承諾書をノンバンクに差し入れる方法によってノンバンクから融資を受けるというものなのです。』これは明らかなデッチ上げと断言できる事実です。

申すまでもなく、本件「詐欺事件」の公訴事実を認定する重要な銀行員（森本）が、「協力預金」名下の不正融資をこの時の経験から、次項2記載のとおり質権設定承諾書をうまく利用すればノンバンクから多額の資金を引き出すことができることを思い付いた。と判示した公訴事実を犯す動機であり、「詐欺有印私文書偽造同行使」罪の定義の端緒なのである。

この「不正融資」がデッチ上げたものであることが立証されたことは、公訴事実を認定した「判決主文」も「罪となるべき事実」も全てデッチ上げたものと断言する。

確認下さい。「甲129号証」(抜粋)

3-12

東海銀行／秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		登記	質権	完済日	備考
					登記	取得				
1	62. 3.11	2億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○	62. 4.13	
2	62. 5.25	3億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○		無	○	63. 4.27	
3	62. 8.31	7千6百万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○		○	元. 5.31	株 担
4	62. 9.25	7千万円	㈱日質信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○	63. 5.27	株 担
5	63. 3.10	1億円	㈱日質信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○	63. 7.11	
6	63. 3.16	10億円	協和商工信用㈱	清川銀造	○		有	○	63. 4.14	
7	63. 4.11	10億円	㈱日質信	日本プレジジョン㈱	○		有	○	63. 7.11	
8	63. 5.20	1億3千万円	㈱日質信	那須洋司		○		○	元. 4.18	株 担
9	63. 6.10	10億円	協和商工信用㈱	清川銀造	○		有	○	元. 5.10	
10	63. 7. 8	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○	63.11. 8	
11	63. 8. 9	2.5億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱		○		○	63.12. 9	不動産担保
12	63. 9.16	10億円	㈱日質信	日本プレジジョン㈱			無	○	元. 3.17	
13	63.10.21	1.5億円	協和商工信用㈱	日本ジョイントベンチャー㈱	○		無	○	63.11.21	
14	63.12. 6	5億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○	元. 3.31	
15	元. 1.31	5億円	協和商工信用㈱	那須洋司	○		無	○	元. 4. 3	高柳支店長
16	元. 3.15	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○		無	○	元. 3.31	
17	元. 3.15	2.2億円	㈱日質信	㈱一休	○		有	○	元. 5.29	
18	元. 3.17	1.7億円	㈱日質信	日本ジョイントベンチャー㈱		○		○	元.11. 2	不動産
19	元. 3.23	30億円	㈱日質信	日本プレジジョン㈱	○		有	○	2. 7. 6	
20	元. 3.28	1.5億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱	○		無	○	2. 3. 2	
21	元. 6.12	10億円	㈱日質信	日本ジョイントベンチャー㈱	○		有	○	元. 7. 3	
22	元. 6.15	50億円	㈱日質信	㈱ジェイ・イー・シー	○		有	○	元. 7. 3	
23	元. 6.19	3億円	㈱日質信	㈱日興通商	○		有	○	3. 3.29	
24	元. 7.21	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○		無	○	元.10.23	

この表で確認してください。質権設定の有、無が表示され62年5月25日、(株)セントラルファイナンスの質権設定は「無」と明記されているのです。他の(株)セントラルファイナンスの欄も全て、質権設定は「無」なのです。

貴殿以外、誰にでも一目瞭然にわかるとおり「質権設定承諾書」が不存在であることを警察、検察が「無」と立証しているのです。貴殿は、この明白な記述を無視しているのです！

貴殿の主文とは「被告人は無罪」とか「被告人を懲役11年に処す」などの結論部分であり、理由(罪となるべき事実)とは、主文が導き出された論理過程の記述である筈です。

有罪判決には「罪となるべき事実」「証拠の標目」「法令の適用」を示さなければならぬ筈です。ところが貴殿の有罪判決には「罪となるべき事実」を厳格な証明に用いた「証拠の標目」と違う判断を根拠に判示がなされたのです。

まさに証拠と法と論理を無視した「判決」となっているのです。

貴殿は、「東海銀行秋葉原支店の預金630億円が銀行外に流出し、費消されされた」この預金630億円の性質、内容を国民に隠蔽するため、「協力預金の資金融資」話を机上で作り上げ、ノンバンクの融資金を原資金にした預金630億円の性質、内容を「職務犯罪行為」を為しデッチ上げた暴挙と断言する。

皆様、東海銀行の小さな一支店である秋葉原支店では、千万円単位の預金が動くことになるだけでも大問題となる筈にも関わらず、630億円もの金額の預金が、短時間で銀行員個人が個人的に動かし費消すること「動かされる」という事実があり得る、などと考えられますか？ あり得ないのです！

本件の眼目こそ、預金630億円の性質が「BIS規制8%」クリア操作の操作資金（売買代金）であり、内容は「自己資本比率向上操作を極秘特別「プロジェクト内で不正な手続きを行って、預金担保債権（一般貸出債権）「約束手形債権」（CP）金融商品一式を偽造し、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」に売却した形にした「BIS規制8%」クリア操作代金なのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い柳検察官が銀行のダミー預金者名義の630億円（原資金）の『真実』を国民に隠蔽するため「協力預金の資金融資」話をデッチ上げたのです。

貴殿は、その『真実』を知った上で、我が国の金融経済社会の金融システムと司法検察を護るため職責を放棄して、詐欺事件の判決文を実情を十分に理解しながら、事実を捻じ曲げた方向でデッチ上げたのです！

裁判長 裁判官 田中 康郎貴殿は、大蔵省「銀行局」（政府）の指示に従い「不正融資」と「協力預金」をデッチ上げてまでして、札幌高裁長官に栄進した。しかしこの「栄進」のため、どれだけの一般市民が犠牲になったのか自覚すべきです。

③貴殿は『ここにいう協力預金とは、銀行の顧客が、預金実績を上げるために、ノンバンクからの融資金を原資として行う預金である。協力預金には、ノンバンクの行う融資の担保としてノンバンクのために質権が設定され、右質権設定を銀行が承諾する旨の質権設定承諾書がノンバンクに交付されるのが通常であった。』と判示したが間違いないのか？

貴殿の「不正融資」と「協力預金」は、はじめから『この世に存在しない』

貴殿の大嘘を立証する。

貴殿が協力預金をデッチ上げた立証証拠です。「ここにいう協力預金」など何処にも存在しない。その証拠が以下、「ノンバンクのために質権が設定され、右質権設定を銀行が承諾する旨の質権設定承諾書がノンバンクに交付されるのが通常であった。」と判示されていまいが「大嘘」です。

前述したように、取引関係書類の何処にも「質権設定承諾書」は存在しません。「このような協力預金のための預金担保融資は、ノンバンクにとって債権保全の観点から見て安全かつ確実であるという利点があり、また銀行にとっても預金実績が上がるという利点があった。」

ナンセンスの一言です！

ノンバンクは秋葉原支店と取引をしたのです。顧客との協力預金の取引など、はじめから『この世に存在しない』のです。いいですか、起訴（一）、貴殿が判決した「罪となるべき事実」この判示に用いた「証拠の標目」に存在する公判調書で銀行員の共犯者に仕立て上げられた顧客（借受名義人）(株)ウェイアウトスポーツ及び(有)マッシュは、各一件50億円の協力預金などできません。

その証拠は、秋葉原支店が捏造したウエイアウトスポーツ・マッシュも普通預金口座を用いて作られた、秋葉原支店のダミーなのです！（2章参照ください。）

貴殿は、法廷で（株）ウエイアウトスポーツ、（有）マッシュの社長からそのことを証言した公判調書を「証拠の標目」として用いた、その上で何が何でも『**室岡だけがねらいだから！**』『**ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！**』狙いどおり私を「有罪」にする「罪となるべき事実」を判示した、まさに法と証拠を無視した「職務犯罪行為」と断言し告発する。

④貴殿は「協力預金」を『預金実績を作ることによって銀行に対する信用を高め、将来銀行から融資を受けられる可能性が増すほか、銀行から不動産などに関する情報を得ることかできるなどの利点があった』と判示したが間違いないか。

貴殿の大嘘を立証する。

貴殿の「協力預金」は、はじめから『この世に存在しない』。

これはもう歴史的事実で立証されているように「当時の好景気の下」この事件当時平成3年6月13日は、総量規制など大蔵省の締め付けで「バブル経済社会」崩壊となり大変な状況に突入していました。貴殿は何を血迷っているのでしょうか。

これでは、貴殿が国民の血税を用いてなにを審理したのか？

まだまだ、貴殿が有罪判決に用いた「罪となるべき事実」「証拠の標目」にあるコピー偽造された証拠「法令の適用」を無視した、本件詐欺事件をデッチ上げた「職務犯罪行為」を証拠の提示していくらでも立証します。

大変恐ろしい「事実」そして「現実」。

大蔵省「銀行局」の指示で裁判所が、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して「有罪」を宣告すれば、国民は、この世に存在する「犯罪」と信じることになるのです。本当に恐ろしい「無法国家」の「証」です。

まさに証拠と法と論理を無視した「判決」となっているのです。

大蔵省「銀行局」は常識も法も無視してまでも、大蔵省と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽するメリットと「個人的」打算が存在すれば捜査、逮捕、起訴、裁判、全ての権利権限を駆使して、一般市民を「犯罪者」に仕立て上げ「長期の刑」を宣告させ投獄することを、平然と為す「無法国家」それが、今日のコロナ・オリンピックの現状です。日本の現実なのです！

『警察・検察・裁判所の闇』

大蔵省「銀行局」の方針に従い、闇の執行人が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げた非道・残酷・残虐な隠蔽工作を明らかにして行きます。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた証拠は、「逮捕状請求書」・「起訴状」・「判決書」です。

この「無法国家」を立証した、

平成3年11月20日、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」を、デッチ上げた、
平成4年1月7日、柳検察官が「起訴状」を、デッチ上げた、
平成9年3月19日、一審裁判所が「罪となるべき事実」を、デッチ上げた。

大変重要な立証になりますので以下、パートIからパートIVまで、それぞれ分けて立証致します。

- パートI「逮捕状請求書」デッチ上げ。
- パートII柳検察官の「起訴状」デッチ上げ。
- パートIII「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」。
- パートIV裁判所の「罪となるべき事実」デッチ上げ。